**協議事項（２）**

令和３年度利根町国民健康保険保健事業実施計画

**１　目的**

　　国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第８２条第１項及び「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」（平成16年厚生労働省告示第307号）第四の六の規定に基づき，利根町国民健康保険の被保険者の健康の保持増進を図るとともに，保健事業を効果的に実施することを目的とする。

**２　基本方針**

（１）　特定健康診査事業・特定保健指導事業の推進

　　　　「利根町国民健康保険第３期特定健康診査等実施計画」に基づき，生活習慣病の予防に着目した特定健康診査・特定保健指導を実施することにより，被保険者の生活習慣の改善を促し，生活習慣病の予防を図る。

（２）　普及啓発事業の推進

　　　　被保険者の健康寿命の延伸，疾病予防を図るとともに，医療費の適正化に資することを目的に，疾病を予防するための事業及び医療・保健に関する普及啓発事業を推進する。

（３）　疾病予防事業及び健康教育事業の推進

　　　　人間（脳）ドック費用助成や集団健康教室などを実施し，疾病予防や重症化予防を図る。

**３　事業計画**

　　基本方針に基づき，以下に定める事業を実施する。

|  |  |
| --- | --- |
| 事 業 名 | 内　　　容 |
| 特定健康診査事業 | １　特定健康診査の実施４０歳以上の被保険者を対象に，生活習慣病の予防に着目した特定健康診査を実施する。【実施時期】1. 集団健診：６月・８月・１１月（追加・ミニドック）
2. 医療機関健診：通年
3. 人間（脳）ドック：通年

【実施方法】1. 集団健診：取手市医師会への委託により文化センター等

の公共施設(4カ所)で実施※町がん検診と同時実施（ミニドック）1. 医療機関健診：茨城県医師会に加入の医療機関で実施
2. 人間（脳）ドック：指定する１３医療機関で実施

２　特定健康診査受診勧奨の実施　　特定健康診査の未受診者へ過去３年間の健診結果等を元に，はがきにて受診勧奨を実施する。 |
| 特定保健指導事業 | １　特定保健指導の実施　　特定健康診査の結果から，動機付け支援及び積極的支援に階層化された方を対象に，生活習慣改善のための特定保健指導を実施する。　【実施時期】通年　【実施方法】町保健師・管理栄養士及び外部委託した保健指導機関において実施２　第２期データヘルス計画に基づく保健事業の実施　　レセプト情報と特定健康診査結果のデータを分析し，ＰＤＣＡサイクルに沿った効率的かつ効果的な保健事業を実施する。３　糖尿病性腎臓病重症化予防事業　　　糖尿病に起因する人工透析患者を抑制するため，糖尿病性腎臓病重症化予防プログラムに沿って，受療勧奨及び保健指導を実施する。　　【実施方法】レセプトから未受療者を抽出し受療勧奨。特定健診の検査値とレセプトデータから対象者を抽出し，かかりつけ医からの保健指導情報提供書に沿って６カ月間の保健指導を実施。 |
| 普及啓発事業 | １　医療費通知　　受診実態を確認して適正な受診を促すため，２か月分の受診した医療機関名や費用額等を年間６回通知する。２　後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及啓発後発医薬品の利用促進のため，保険証更新時にジェネリック医薬品希望シール付きの啓発パンフレットを送付する。また，広報紙等による啓発を実施する。３　後発医薬品（ジェネリック医薬品）の利用差額通知後発医薬品の利用促進のため，先発医薬品から後発医薬品に切り替えた際の自己負担額の差額を年間２回通知することにより，後発医薬品への切り替えを促進する。４　訪問指導レセプトから頻回受診・重複受診の被保険者を抽出して，健康管理と適正受診を促すため，町の保健師が訪問指導を行う。 |
| 疾病予防事業健康教育事業 | １　人間（脳）ドック受診費用助成生活習慣病予防及び疾病の早期発見のため，「利根町国民健康保険生活習慣病予防検診助成要綱」に基づき，人間ドック及び脳ドック受診費用の一部を助成する。２　健康教育・健康相談事業特定健康診査の結果，腹囲が基準値以下のため特定保健指導対象外であっても，血圧や血糖値が基準を超えているリスク保有者の方には，集団健康教室を行う。 |